回答資料2

議題２　県職員や関係団体職員による課税システム端末の操作について
（東海市提出）

市名	回答
	（１）他機関から課税システムを操作して調査したい申し出があった際の対応
名古屋市	本市においては、県（県税事務所及び県営住宅の入居者に係る調査）と税務署に対しては、一定期間内に多数の閲覧申請がある場合に限り、臨時のパスワード等を使用し、本市職員の管理下において課税システム端末の操作を許可しています。 なお、パスワード等を発行する際は、名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市個人情報保護条例その他関係法令を遵守する旨を明記した依頼文書の提出を求めています。 県（県税事務所及び県営住宅の入居者に係る調査）と税務署以外の機関からは、課税システム端末を操作したいとの申し出はありませんが、本市においては原則として、文書による照会をお願いしています。
豊橋市	他機関の職員がシステムを操作する課税データ照会は、必要に応じてマイナンバー連携以前から行っています。操作は、照会内容のみ表示する照会用パスワードで行い、操作ログを取得し照会状況の確認ができるようにしています。
岡崎市	市民税課：原則として、マイナンバーの利用で済むものは、マイナンバー連携による照会で対応してもらっている。 ただし、課税資料の確認（給与支払報告書のイメージデータ等）が必要な場合など、上記により対応できない場合は、照会件数が多い場合に限り、市の業務負担軽減のため、課税システム端末を直接操作させている。 納税課：申し出があったことはない。情報提供についてはすべて依頼文書による紙ベースでの対応としている。 資産税課：県職員に対して、県からの依頼文と職員証を提示してもらい、市から専用のログインカードを貸与して税総合システムの閲覧を許可している。
一宮市	当市にも県職員等から市民課税データの照会があり。以前は職員立ち合いのもと当市の課税システム端末を直接操作して閲覧してもらっていたが、現在は照会文書に名簿を添付してもらい、該当者の課税資料の写しを提供している。
瀬戸市	本市では、アクセスできる範囲を制限した上で、課税システム操作を許可しています。
半田市	課税システムの利用を認めている。なお、システムの利用に際して操作者ごとにスタッフカードを作成し、操作ログの管理が行えるようにしている。
春日井市	当市では調査団体に課税システムを直接操作させています。
豊川市	税務署・県税事務所・県公営住宅課に限って許可している。
津島市	担当者の事務量や従事時間の削減の観点から、依頼書及び照会対象者のリストを提出し、かつ身分証で本人確認ができた者に限り、相互の信頼関係に基づき県職員の端末の操作を許可しています。
碧南市	当市では、国・県等の職員の課税データの閲覧にあたり、課税システムを直接操作させています。ただし、課税システムの利用にあたっては、事前に静脈認証による利用者登録を行い、外部ユーザー用の権限に限定して使用させるとともに、操作ログの履歴により閲覧先などを市として確認できるようにしています。 なお、マイナンバーを利用した情報連携可能な事務手続きについては、基本的に情報連携による照会をお願いすることとしてします。
刈谷市	（家屋）実例として、西三河県税事務所より、不動産取得税の賦課決定のため端末操作の依頼があり、閲覧請求書の提出、身分証明書確認の上、端末操作による調査を実施した。

議題２　県職員や関係団体職員による課税システム端末の操作について（東海市提出）

市名	回答
	（１）他機関から課税システムを操作して調査したい申し出があった際の対応
豊　田　市	照会件数が多数かつ事前に文書で依頼をいただいた場合に、税務署と県税事務所（税担当部門）に対しては操作を許可している。
安　城　市	当市において申し出があった場合は、課税システム端末を直接操作しての調査を認めています。ただし、調査件数に応じて、文書での照会をお願いする場合もあります。
西　尾　市	県職員、税務署職員については、件数も多いことから、課税システム端末を直接操作をしていただく対応をしている。 調査日の事前調整、調査用の個別ＩＤ・パスワードの払い出し、調査対象者一覧の提出、調査員の本人確認を行い、別室にて対応している。
蒲　郡　市	現状、税務署や県職員から閲覧申請があった場合は対象者のリストをいただき端末の操作をしてもらっています。
犬　山　市	犬山市職員以外の者が課税システムを操作することは許可していません。 事前に紙面にて課税情報を出力し閲覧してもらうか、職員がその場で操作し対応します。
常　滑　市	課税システムの操作は全てお断りしています。 法に基づき照会が必要な場合、事前に照会文書と対象者リストを提出していただき、調査日にシステム画面のハードコピー等の必要と思われるものを印刷した紙を執務室内で閲覧してもらっています。
江　南　市	課税システム使用前にシステムログインのための顔認証登録を行い、その後パスワードを付与し、課税システムを操作して、調査を行ってもらっています。
小　牧　市	申請書を受領したうえで、閲覧制限をかけたアカウントを渡している。
稲　沢　市	操作する端末を指定し、操作ログによる監視を行っている。 また、印刷物は、全て市職員が確認している。
新　城　市	閲覧できる内容に制限を掛けて関係職員に操作してもらっている。
東　海　市	基本は税務課職員で対応しているが、件数が膨大かつ調査結果により世帯員も調査する等、調査対象が複雑な場合には、閲覧権限を限定して他機関職員に操作させている。
大　府　市	こちらで、全ての照会に対する回答を作成することが非常に時間と労力もかかることであることから、照会者が照会可能機関の職員であることを確認（職員証や名刺の提示）した上で、照会者により操作して調査を行ってもらっている。
知　多　市	事前連絡があり作業量が多いと判断される照会については、端末を操作して課税資料の確認を許可しています。年に１～２回（部署）ということもあり、毎年定例的に作業許可をしています。 この場合でも、職員の目が届くところで作業をさせ、課税資料の複写等は照会リストと突合してから提供するといった対応をしています。
知　立　市	当市の場合は「３税協力」ということもあるため、機器操作を拒否することは現状していない。ただし、どのような調査をしているか当市職員が常にチェックできるような場所で作業させており、閲覧した中身について随時確認するようにしている。
尾張旭市	本市においても調査件数が多く市職員の負担増になると判断した場合は、県職員等に端末を直接操作して調査してもらっています。 また、課税資料を印刷し持ち帰りたいとの申し出があった場合は、マイナンバーの記載がある部分を黒塗りで見えなくしたうえで、印刷した用紙全てに「公用」と押印して渡しています。

議題２　県職員や関係団体職員による課税システム端末の操作について
（東海市提出）

市名	回答
	（１）他機関から課税システムを操作して調査したい申し出があった際の対応
高　浜　市	毎年７月に県営住宅の収入調査のため、県職員が市の課税システムを操作して課税資料（給報、確定申告書等）を調査しています。県に確認したところ、マイナンバーを利用しての課税資料の調査はできないとのことでしたので、市のシステムを利用していただく以外に手段がないのが現状です。
岩　倉　市	税務課職員立ち会いの下、課税システム端末の操作をしての調査を受け入れていますが、本年度、県税事務所には書面での照会に変更していただくよう依頼したところです。
豊　明　市	基本的には、税務課職員が発行する所得課税証明書、課税資料の写しの閲覧および交付だが、課税資料の閲覧のみの場合は、件数等の状況により、他機関の職員に閲覧システムの操作をしてもらい閲覧させている。
日　進　市	現状、県税事務所からの申出で課税資料検索システム（確定申告書や給与支払報告書等を電子データで閲覧するシステム）について、検索する資料が膨大なため直接操作をしてもらっています。
田　原　市	直接の操作はさせず、対象者のデータを印刷して閲覧してもらう。
愛　西　市	課税情報のみ閲覧できるシステム端末を用意して、直接操作で調査してもらう。
清　須　市	他機関の職員が課税システムを操作している。
北名古屋市	当市でも課税システム端末を直接操作してもらうことは避けたいため、事前に対象者のリストと必要な課税データの項目等を提示してもらい、その対象者について必要事項のみ記載した帳票を作成し、お渡ししています。
弥　富　市	当市ではどうしても対応できない場合は、課税システム端末の使用を許可している。
みよし市	毎年調査依頼のある愛知県については、課税システムの機能を制限したうえで、直接システムを操作して課税情報を閲覧してもらっています。
あ　ま　市	課税システムよりも、課税資料の閲覧を要望されることが多く、端末を利用して閲覧してもらっている。複写が必要な場合は、確認の上、渡している。
長久手市	固定資産税については、他機関用のアカウントを作成し、必要な情報のみアクセスできるよう制限しています。